障がい者就労支援事業所の新商品開発・販路開拓の取組みへの支援について

令和８年度　島根県障がい福祉課

■　目　的

障がい者就労支援事業所が行う新商品開発・販路拡大に要する経費を補助することにより、売上の大幅な増加及び下請からの脱却を図ることを目的とします。

■　事業の内容

ア　実施主体

工賃向上計画を策定している就労継続支援Ｂ型事業を実施する法人

イ　補助の対象となる経費

工賃向上計画に基づいて実施する新商品開発・販路拡大に必要と認められる経費

（専門家謝金・旅費、原材料費、会議費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、会場借料等）

ウ　補助単価

1 事業所あたり２／３以内（補助基準額　500 千円、補助上限額 333 千円）

エ　事前協議

申込締切　令和８年５年２９日（金）　必着

オ　留意事項

- 補助金交付決定後に購入・契約等を行うもの、かつ原則、令和８年２月 28 日までに支払いが終了するものを補助の対象とします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 工賃向上計画の内容等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、協議書記載の事項全てが補助の対象とはならない場合があります。
- 「就労支援の事業の会計処理の基準」等の規定に基づき工賃を払っていない就労継続支援 B 型事業所は本事業の対象としません。
- 本事業の実施に当たり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者への発注に努めて頂きますようお願いします。

■　事業実施の流れ

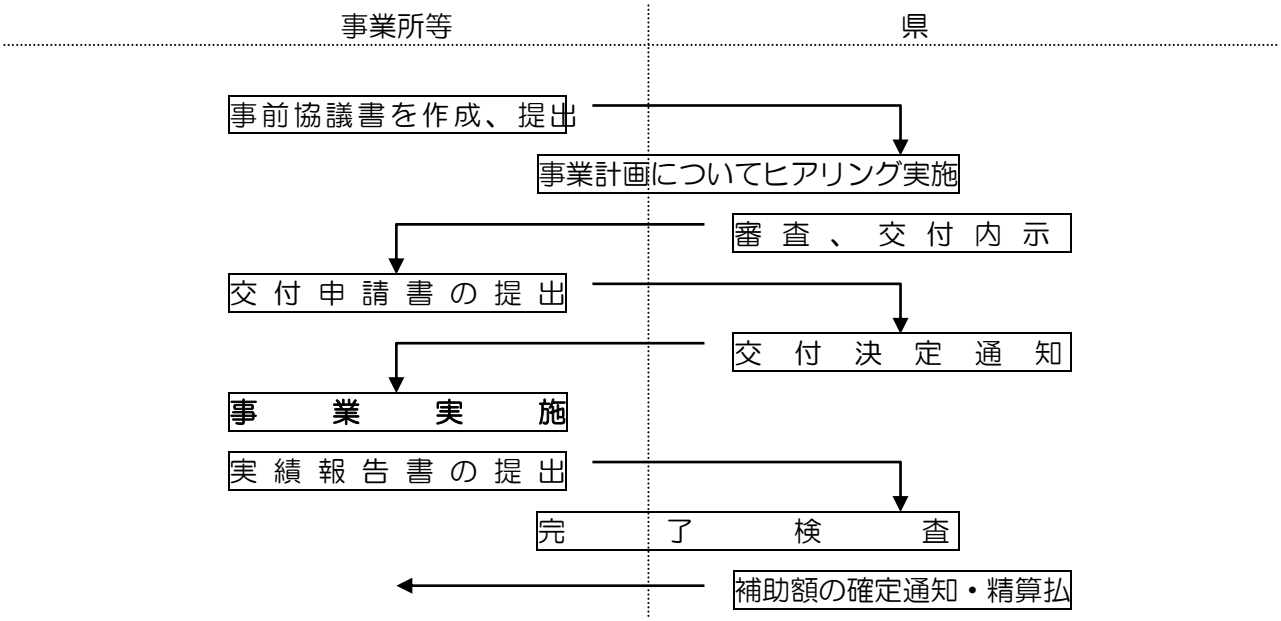

■　相談先

補助事業の内容等についてアドバイスを受けたい場合は、**島根県障がい者就労事業振興センター**（ホームページ・https://yu-make.net）へご相談ください。

（東部）TEL ０８５２－６７－２６７１　（西部）TEL ０８５５－２２－８６７７